

○国土交通省告示第千百八十九号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和六年十月一日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道27号改築工事（西舞鶴道路）

第3 起業地

- 1 収用の部分 京都府舞鶴市字境谷小字大谷、小字村谷、小字垣ノ内、小字荒神、小字地子ヶ谷及び小字長兵ヶ谷地内
- 2 使用の部分 京都府舞鶴市字境谷小字大谷、小字村谷、小字垣ノ内、小字荒神、小字地子ヶ谷及び小字長兵ヶ谷地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

「一般国道27号改築工事（西舞鶴道路）」（以下「本件事業」という。）は、京都府舞鶴市字上安小字大バタ地内から同市字京田小字東光寺地内までの延長4.9kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする一般国道改築工事であり、申請に係る事業は、本件事業のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、道路法第12条本文の規定に基づき本件事業を行うこととされており、既に本件事業を開始していることなどの理由から、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道27号（以下「本路線」という。）は、福井県敦賀市を起点とし、京都府船井郡京丹波町に至る延長約136kmの主要幹線道路である。

本路線が通過する舞鶴市は、北近畿で唯一重要港湾の指定を受けるとともに、国際港湾を有する物流拠点である舞鶴港を擁し、荷揚げされた貨物は本路線等を利用して京阪神方面などへと出荷されている。また、同市は平成28年度に日本文化遺産に認定された「鎮守府 横須賀・呉・佐世保・舞鶴 ～日本近代化の躍動を体感できるまち～」を構成する各種の文化財を有するほか、外航クルーズ部門においても「日本海側拠点港」に選定されていることから、年間を通じて多くの観光客が訪れており、本路線は観光産業にも重要な役割を果たしている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、物流や観光に広く利用されるとともに、舞鶴市の既成市街地を通過し、周辺に店舗、学校、住居等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通とがふくそうし、交通混雑が発生するなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

令和3年度全国道路・街路交通情勢調査によると、現道の自動車交通量は、舞鶴市字南田辺地内で17,941台／日であり、混雑度は1.29となっており、また、大手交差点及び大手千日前交差点は主要渋滞箇所指定されている。

本件事業の完成により、本件区間が現道の通過交通等を分担することから、現道における交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が同法等に準じて、令和5年11月に任意で大気質、騒音、振動等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質、振動等については法令により定められた基準等（以下単に「基準等」という。）を満足するとされており、騒音については基準等を超える値が見られるものの、排水性舗装の敷設及び遮音壁の設置により基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、上記の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンショウクイ、アカザ、カマキリ、コオナガミズスマシ等、準絶滅危惧として掲載されているヒクイナ、ニホンイシガメ、アカハ

ライモリ、ヤリタナゴ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種が、植物については、環境省レッドリストに準絶滅危惧として掲載されているカワヂシャその他この分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種がそれぞれ確認されている。本件事業がこれらの動植物に及ぼす影響の程度は、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若しくは極めて小さい、又は保全措置の実施により、影響が回避若しくは低減されると予測されている。主な保全措置として、アカハライモリについて、道路の存在による移動経路の分断が生じる可能性があることから、ボックスカルバートの設置により代替となる移動経路を創出することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地でこれらの種が確認された場合は、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地が3か所存在するが、起業者は、今後、京都府教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第2級の規格に基づく4車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、その事業計画は同令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成3年2月5日に都市計画決定され、令和元年9月27日に変更決定された都市計画と、のり面の形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の事業計画に基づき施行することにより得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しており、その緩和を図る必要があることなどから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、京都府知事及び舞鶴市長より、上記の理由から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 京都府舞鶴市役所